

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間において、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約（以下「物品契約」という。）並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）第四条の規定により公示する。

令和二年五月 日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

1 競争入札参加資格の審査の対象となる者は、県と物品契約及び役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

- (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (二) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- (三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期

間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、契約の種類に応じ、次に掲げる事項について別に定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の種類及び金額に対応する等級に格付された者とする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度にお

ける生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）

イ 決算における生産設備の額（機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品の価格の合計額）

ウ 決算における事業に従事する職員数

(三) 流動比率

決算における流動資産を決算における流動負債で除して得た数値を百分比で表した比率

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有する者をいう。）の常時雇用する人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得

審査基準日における青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定取得の有無

(八) 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得

審査基準日における青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が

失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の特殊な機械の保有及び技術者の雇用の状況並びに現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 調達をする物品等又は特定役務の種類

次の表の上欄に掲げる契約により調達する特例政令第二条第三号に規定する物品等又は同条第四号に規定する特定役務の種類は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品契約	役務契約
印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品・理化学機器、その他	システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引越、世論調査・市場調査、その他

四 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、令和二年五月二十日から同年七月十日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

五 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に定める所管課に提出しなければならない。

(一) 物品契約に係るもの

出納局会計管理課

(二) 役務契約に係るもの

総務部財産管理課

(三) 物品契約及び役務契約に係るもの

出納局会計管理課又は総務部財産管理課

2 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）

に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 経営規模等総括表(第二号様式)
 - (二) 機械器具設備状況一覧表(印刷業の場合に限る。第三号様式)
 - (三) 商業登記事項証明書(法人の場合) 又は営業証明書(個人の場合) の原本又は写し
 - (四) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの)
 - ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人の場合 青色申告決算書等
 - (五) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分) の原本
 - ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの)
 - イ 個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに個人事業税に係るもの
 - (六) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し
 - (七) 許認可証等の写し
 - 三に規定する契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し
 - (八) 障害者雇用状況報告書等の写し
 - (九) ISO 認証取得登録証の写し
 - (十) 青森県健康経営事業所認定証の写し
 - (十一) あおもり働き方改革推進企業認証書の写し
 - (十二) 役員等一覧表(第四号様式)
 - (十三) 八十四円分の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒(長3サイズ) 物品契約と役務契約の両方を希望する場合は、二枚提出するものとする。
 - (十四) その他知事が必要と認めた書類
- 3 物品契約と役務契約の両方を希望する場合は、申請書等の正本一部のほかに申請書等の写しを一部提出するものとする。

4 申請書及び2の(四)の財務諸表は、日本語で作成し、2の(五)から(五)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

5 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

七 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、六の規定による格付の決定の通知において指定する日から令和五年九月三十日までとする。

八 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき(ただし、3については、新たに就任した場合に限る。)、又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第五号様式)を提出しなければならない。

ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第四号様式)を、4に係る事項については、営業証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第四号様式)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 所在地又は住所(本店又は経営規模等総括表(第二号様式)に記載している支店等の所在地又は住所)

3 代表者、取締役、監査役等の役員(法人の場合に限る。)

4 氏名(個人の場合に限る。)

5 電話番号又はファクシミリの番号

6 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

九 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和五年五月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

十 競争入札参加資格に関する文書の入手の方法

競争入札参加資格に関する文書は、次のホームページ又は配布場所において入手することができる。

1 ホームページ

(一) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領

競争入札参加資格審査申請書

競争入札参加資格申請の手引き

(※URLは、後日決定。)

(二) 競争入札参加資格者名簿(物品契約)

(※URLは、後日決定。)

(三) 競争入札参加資格者名簿(役務契約)

(※URLは、後日決定。)

2 配布場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話〇一七―七三四―九一〇五

青森県総務部財産管理課財産管理グループ

電話〇一七―七三四―九〇九五

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

経営規模等総括表

区分		新規 ・ 継続	
----	--	---------	--

区分	物品の製造・販売・賃貸	番号					
	役務の提供						

物 品		役 務	
審査値	格 付	審査値	格 付

法人番号						
商号又は名称	(フリガナ).....			代表者 職 氏 名		
住所又は所在地	〒..... (都・道・府・県) (市・郡)			電話番号		
				FAX 番号		
本申請の 担当者	部署名		担当者名		電話番号	
	メールアドレス				FAX 番号	
希望する 業 務 (物 品)	物品の製造の請負 物品 の 販 売 物品 の 賃 貸					
主たる業務 (物 品)	(主たる1業務を記入)					
業 種	(主たる1業種を記入)					
希望する営 業品目等 (物 品)	物品の製造の請負	物品 の 販 売		物品 の 賃 貸		
希望する 業 務 (役務の提 供)	役務の提供					
業種(役務 の提供)						
主たる業 種(役務の 提 供)	(主たる1業種を記入)					
希望する 営業種目 (役務の 提 供)						

商号又は名称

(単位：千円)

平均生産額		直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額（販売額） (①+②) / 2		物品	役務
又は販売額							
自己資本額		資本金（元入金）					
		純資産合計（次年度繰越純資本金額）					
生産設備	区分	機械装置	車両運搬具	工具・器具及び備品	計		
	資産額						
職員数		技術関係職員	事務関係職員	その他	計		
		人	人	人	人		
流動比率		$\frac{\text{流動資産 ()}}{\text{流動負債 ()}} \times 100 = \text{ } \%$					
営業年数		創業日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数		
		年 月 日	年 月 日	年 月～ 年 月	年		
障害者雇用状況		障害者雇用状況報告義務 有 ・ 無					
		法定雇用率達成 有 ・ 無	雇用障害者数 人				
ISO認証取得		有 (ISO9001、ISO14001) 無					
青森県健康経営事業所認定取得		有 ・ 無	「あおり働き方改革推進企業」認証取得	有 ・ 無			

注 太枠の欄は記入しないこと。

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

商号又は名称：

1	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
2	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
3	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
4	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
5	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
6	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
7	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
8	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
9	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	
10	支店・営業所等名称	〒	電話番号	
		住所	FAX 番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

機械器具設備状況一覽表

商号又は名称							
所在地	本店		従業員数 ()	営業 人	生産 人	管理 人	計 人
	工場		パート 内書き	()	()	()	()

区分	種		類	取得年	区分	種		類	取得年
組版	編集機		Mac	台	印刷	平版印刷機	判	色	台
			Win	台			判	色	台
	卓上スキャナ			台			判	色	台
	プリンター			台			判	色	台
	その他			台			判	色	台
				台			判	色	台
				台			判	色	台
				台			判	色	台
				台			判	色	台
	製版	出力機		CTP			台	オフ輪機	判
フィルム				台		判	色		台
カラー校正機			台	判		色	台		
			台	判		色	台		
スキャナ			台						
			台						
刷版焼付機		判	台	フォーム凸			色	台	
		判	台				色	台	
自動現像機		判	台				色	台	
		判	台				色	台	
その他			台			フォームオフ		色	台
			台		色		台		
			台		色		台		
			台		色		台		
			台		色		台		
製本	裁断機			台	その他		色	台	
	折機			台			色	台	
	丁合機			台			色	台	
	無線綴機			台			色	台	
	針金綴機			台	その他特殊設備関係	UV装置		台	
	ミシン			台		コーナーカット		台	
	穴あけ機			台		ファイルホール		台	
その他			台	J P ミシン		台			
			台	コレクター		台			
			台	バスター		台			
			台	シートカット		台			
			台	ブッキング		台			
		台	圧着機		台				

注1 取得年欄は、リース契約の場合は契約年を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

役員等一覧表

商号又は名称：_____

所在地又は住所：_____

役 職	フリガナ	性別	生年月日	年 月 日現在	
	氏 名			住	所

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

(1) 法人にあっては、商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）記載の全役員

(2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者

(3) 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

名簿番号

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。
なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 休・廃業

休 業 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

廃 止 年 月 日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。